

平成28年7月20日
とくしま中小企業支援ネットワーク会議

中小企業の経営改善・事業再生支援の環境整備をすることは、当ネットワーク会議創立の原点であります。中小企業金融円滑化法終了後においても、暫定リスク（原則3年以内）等、返済条件の緩和を受けており経営改善が必要な事業者に対する支援について、当ネットワーク会議の総力を挙げて取り組むため、次のとおり申し合わせを行うこととした。

（申し合わせ事項）

当ネットワーク会議の構成団体は、「返済条件の緩和を受けている等、経営改善が必要な事業者にとって適切な解決につながる支援」をこれまで以上に丁寧かつ迅速に行うとともに、構成団体間の連携をさらに強固にして、オール徳島の体制で応援すること。

とりわけ、次の3つの専門支援組織は、返済条件の緩和を受けている等、経営改善が必要な事業者にとって効果的であるので、積極的に活用すること。

- ① 「徳島県中小企業再生支援協議会」は、経営相談、経営改善計画の策定支援、債権放棄・DDS等の再生支援、経営者保証ガイドラインの取扱いなど、幅広く対応できること。
- ② 「徳島県経営改善支援センター」は、事業者に対する、認定支援機関による経営改善計画策定支援や3年間のフォローアップ支援に当たり、一定の要件の下、費用負担を軽減することができること。
- ③ 「経営サポート会議」は、当ネットワーク会議における個別の事業者を支援する仕組みであり、今後の支援の方向性を決める場合などに有効であること。